

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会会議記録

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員長 守永 信幸

1 日 時

平成31年2月28日（木） 午前10時21分から
午前11時24分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

守永信幸、衛藤明和、志村学、土居昌弘、御手洗吉生、阿部英仁、原田孝司、
平岩純子、河野成司、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、福祉保健部長 長谷尾雅通 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

提言に対する措置状況について聴取した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課調査広報班	主事	佐藤和哉
政策調査課政策法務班	主査	熊野彩
議事課議事調整班	副主幹	長尾真也

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会次第

日時：平成31年2月28日（木）本会議終了後
場所：第5委員会室

1 開 会

2 付託事件について

(1) 提言に対する措置状況について

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

守永委員長 ただいまから、委員会を開きます。

本日は平成30年第4回定例会で、本委員会が提言しました三つの付託事件について執行部に措置状況の説明を求めます。

それでは、まず、就学・就労における合理的配慮のあり方について説明をお願いします。

工藤教育長 守永委員長をはじめ、委員の皆さま方には常日頃から教育行政の振興にいろいろと御尽力、御協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

本日は、提言をいただきました就学・就労における合理的配慮のあり方について、教育委員会を主に各部局の担当課室から措置状況を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

後藤特別支援教育課長 それでは4ページをお開きください。

提言Ⅱの1に対する措置状況についてです。

特別支援学校の在籍幼児児童生徒数が増加し、教室数の不足が深刻化してきたこと等を受け、平成30年2月に第三次大分県特別支援教育推進計画を策定し、同計画に基づき、着実な取組を進めています。

特別支援学校の教職員の配置については、児童・生徒数及び学級数の変動に応じて、配置を行っているところです。

また、平成30年度から教育事務所単位でエリア別特別支援教育コーディネーター研修を実施し、各地域の実情に応じた特別支援教育の推進に向け取り組んでいます。

この研修により、小・中学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図り、特別支援教育支援員への指導助言ができるよう取組を進めています。

法華津教育人事課長 それでは、5ページをお開きください。

提言Ⅱの2に対する措置状況についてであります。

県教育委員会における障がい者雇用の拡大に向け、2019年度に実施いたします教職員採用試験から障がい者選考特別枠を拡大するとともに、教育事務職員の採用試験におきましては、障がい者選考の対象年齢の引上げを行うことを検討してまいります。

さらに、特別支援学校卒業生のトライアル雇用を拡充し、今年度から実施しております県立学校での雇用に加えまして、2019年度、新たに教育庁でのトライアル雇用を実施することにより、障がい者の雇用確保に努めてまいります。

後藤人事課長 総務部の措置状況について御説明をいたします。

本県では、身体障がい者を対象とした採用選考試験の実施にあたり、拡大文字による試験や点字試験の導入など、受験における十分な配慮を行うとともに、一般行政事務、教育事務、警察事務を同時に募集することで、幅広い層への一斉周知や受験生の利便性の向上を図っているところでございます。

さらに、知的障がいや精神障がいを持つ方を非常勤職員として採用して、最長2年間経験を積んでいただいた後に、民間企業等への就労につなげる取組も行っております。

こうした取組によりまして、本年度の知事部局の障がい者雇用率は2.74%となっており、法定雇用率2.5%を上回っております。

市町村につきましては、法定雇用率を満たしていない豊後大野市に対しまして、障がいのある方を対象とした採用試験の複数回実施などにより、早期に法定雇用率を達成するよう助言をしているところでございます。

工藤障害者社会参加推進室長 それでは続いて、提言後段の障がい者雇用に向けた企業へのインセンティブ制度の検討といたしまして、まず、福祉保健部につきましては、今年度から、精

神・知的障がい者の職場定着をサポートする指導員を配置している企業に対しまして、県単独の制度として月額2万円の奨励金を2年間支給するという制度を創設いたしまして、既に今年度34社で新たな障がい者の雇用につながっております。

後藤公共工事入札管理室長 土木建築部と農林水産部についてでございます。

総合評価落札方式につきましては、公共工事の品質確保の視点で運用すべきものでございまして、入札時の加点は制度の趣旨に沿わないと考えています。

一方で、建設工事の競争入札参加資格の審査におきましては、企業の社会貢献度として障がい者の雇用状況を加点評価しております。一定のインセンティブ効果のある制度として取り組んでいるところでございます。

守永委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたか質問はございますでしょうか。

土居委員 5ページの一冊下、土木建築部・農林水産部の件です。

総合評価落札方式は公共工事の品質確保の視点で運用されるべきものという、それが趣旨だと思っておりますけれども、価格の評価や技術評価、さらには公共性の評価、地域でどれだけ頑張っているかとかもその評点になるはずなんです。ですので、せっかく障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例を作ったので、その条例を踏まえて、この制度をどうしていくかというのを検討していただかなければと思いますし、今日は会計管理局は来ていませんが、委託業務や物品調達で、今現在、インセンティブ制度に取り組んでいるということですが、これは平成17年に作られたもので、もう随分古い制度でして、さらに条例制定後、新たな動きがほしいなと思っていますので、その辺、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

後藤公共工事入札管理室長 総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に伴いまして導入された制度でございます。

この制度は、公共施設は他の物品の購入とは異なりまして、様々な現場条件の中で造られるものでございまして、その目的物は使用されて初めて、その品質を確認できるものであります。言い換えますと、その品質は長期間使用されるまで、品質の確認まではできないという特性がございます。

もう一つ、その品質というのは、受注者の技術力に負うところが大きいということがあります。

このような特性を踏まえまして、受注者の技術力を適正に評価し、その技術力によって、公共工事の品質の確保を促進するという制度でございます。

こういう趣旨で、規模の大きい工事では、従来の価格だけの競争に代わりまして、価格と品質を評価する総合評価落札方式を適用しております。

この品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえますと、価格と品質確保以外の評価項目の導入につきましては、慎重に検討せざるを得ないと考えております。

土居委員 でしたら、大分県では、公共性の評価はないということですね。大分県ではしていないということですか。

後藤公共工事入札管理室長 品質の確保という視点でしか評価はできないということでございます。

土居委員 通常、評価には3段階あって、公共性も鑑みて、その評点にするということをして他の自治体ではやっているんですね。その辺もちょっと、私も勉強しますが、一緒に研究して、方策はないのか考えていただければなと思っております。

守永委員長 コメントはありますか。

後藤公共工事入札管理室長 品質確保の促進の中に基本理念というのがございまして、この趣旨にのっとりまして、検討せざるを得ないと考えております。

守永委員長 関連してございますか。

河野委員 この措置状況報告の文書を読ませていただきますと、まず入口のところでは、加点

主義によって認めるけれども、その後、具体的な企業が公共工事を落札できるかというところについては、障がい者の雇用は評価の対象になっていないという回答と理解してよろしいのでしょうか。

後藤公共工事入札管理室長 入札の制度の総合評価落札方式としましては、価格と品質のみということになります。

河野委員 土居委員からもありましたけれども、競争入札に参加するという段階で一定の加点があつて、参加資格を得るというところがあつたとしても、その後、この公共工事に参入するという部分について、どれだけ障がい者の方を雇用しても、その評価というものが全く反映される仕組みがないと受け取っていいのでしょうか。

後藤公共工事入札管理室長 入札参加資格の審査におきましても、土木一式工事等ではA級からD級までの格付を行います。この中での評価には反映されますので、一定の効果はあると考えております。

河野委員 要するに入口では認めるけれども、実際の企業が受注できるかどうかという判断に際しては、全く障がい者の雇用の関係は要考慮事項ではないと今答弁されていると思うんですが、本当にそれでいいのかを今、土居委員は聞かれたと思いますので、その辺について、また何らかの議論を進めていただくということは可能なんですか。可能かどうかだけ聞きたいんですけど。

後藤公共工事入札管理室長 総合評価は品質確保の促進の法律の中でしか運用できませんので、現段階では慎重に検討せざるを得ないと考えております。

河野委員 慎重に検討せざるを得ないというのは検討するという意味なのですか、それとも検討できないという意味なののでしょうか、どっちでしょうか。

後藤公共工事入札管理室長 実質的にはなかなか難しいのではないかと考えております。

守永委員長 現実性がある、なしの部分というのは検討する後に出てくる結果だと思うんですけど、まず検討していく姿勢があるのかと

いうことと、この総合評価落札方式というのが品質管理という観点で作られた法律である、制度であるというのは理解できるんですけども、さきほどの、その前段階の入口のところで、障がい者雇用がきちんとなされている企業がまず土俵に上がれて、障がい者雇用がされていない企業が土俵に上がれないというものなのか、障がい者雇用がされていない企業も土俵に上がれて、さらにその総合評価の中で技術点のみで落札が決まるということなのか教えていただきたいのでしょうか。

後藤公共工事入札管理室長 入札参加資格自体は、これはさきほど申しました土木一式工事のA級からD級のところでは、どのランクに格付されるかというところでは影響が出てまいりますので、通常はできるだけ高いA級、B級の方にと、各企業さんは思っていると思いますので、そここのところでは効果があります。

格付のないものについては、評点の格付というのは関係はありませんので、そういうところにつきましては、入札の参加を認めるという形になるかと思ひます。

それと検討につきましては、実質的にはなかなか難しいと考えております。

守永委員長 議論はまだ深めたい部分はあるんですけども、ちょっと時間も限られていますので、その辺はまた確認させていただきたいと思ひますけれども、この総合評価落札方式に関しては、私たちが誤解している部分があつて、公契約条例を考える際も、これがあるから大丈夫だと認識していたものですから、その辺の考え方も少しずれてくるのかなという思ひもありますので、また何らかの機会に議論を深めていきたいと思ひています。ぜひ前向きな検討なり、どうすれば障がい者雇用に結びつくのかという、どこにどう工夫ができるのかというところを、さらに検討を深めていただきたいと思ひますけれども、お答えよろしいでしょうか。

土居委員 その委託業務や物品調達など、様々なところでいろんなことができると思ひるので、その辺を踏まえて、またお願いいたします。

守永委員長 そういう投げかけもしていきたい

と思います。

堤委員 同じ5ページの就労関係で、教育委員会が年次計画を出されて、結果、66名について2年間にわたってパーセンテージを確保しようという方向なんだけれども、具体的に、正規職員と、教職員の障がい者枠を増やすところ、教育長、そこら辺の見込みというのはどうなんですかというのが一つ。

もう1個、福祉の関係で、これは奨励金が2年間出ますよね。34社が雇用しているんだけど、この会社の後追いというのはしているのかなど。つまり、2年間でもう解雇とかいうのではどうもならんわけだから、その誘い水としての2万円はいいと思うんだけど、それ以降、この会社がどういう形態かというのが分かればそれを一緒に含めて教えてください。

法華津教育人事課長 障がい者雇用の正規職員の確保についてでありますけれども、まず一つは、教職員採用試験の障がい者特別選考の枠の拡大であります。

教員につきましては、来年度実施の試験以降、小学校の教員を追加するなど、採用予定者数を現在の2人から8人に拡大をすることで検討をしているところであります。

また、教育事務につきましては、年齢要件を現在の29歳から、まだ具体的な年齢は検討中ではありますが、これを引き上げまして、2人から5人に拡大する方向で検討しております。

そのほかに、介助なしの職務遂行条件について撤廃いたしまして、さらなる希望者の拡大を図っていくということとしております。

工藤障害者社会参加推進室長 採用後の後押しのお話でございます。

奨励金は今年度からスタートしまして、現在34社がやっと今から奨励金を受けているところ立っております。今後2年間支給が続くように、ぜひ定着を図りたいと思いますし、その奨励金の支給を受ける企業である、なしにかかわらず、今、県で6名の方を配置しております障がい者雇用アドバイザー、この方々が各社をくまなく訪問するというスタンスです。

1人マッチングしても、定着できずにやめていってしまいますと、雇用率はなかなか上がっていきませんので、定着というところは奨励金の支給のある、なしにかかわらず、定着をしっかりと見守るという体制を今見ておるところでございます。

堤委員 これまでも障がい者の正規教職の枠というのはあったわけでしょう。議会の答弁の中でも、なかなか申込みがない、あったとしても、辞退をするという状況がずっと続いてきたところで非常に頭が痛いという答弁もあったんだけど、この枠は広げて、年齢とかいろいろなものを緩和しているんだけど、そういう採用について、どうやって改革をしていくのかなど。ただ、待っているだけでは、なかなか今と変わらないわけだから、そこらはどう考えていますか。

法華津教育人事課長 これまでも職員の募集につきましては、いろんな関係団体に募集要項等を送付いたしまして、希望する職員が増えるような取組を行っております。

今後はさらにそういった障がい者団体等にも募集要項等を配付いたしまして、できるだけ希望者が増えるような取組も引き続きしていきたいと考えております。

堤委員 ぜひ頑張ってください。

守永委員長 ほかに質問はございますか。

河野委員 この教育委員会のトライアル雇用なんですけれども、特別支援学校の卒業生がすぐには就労できる環境にないという場合について、このトライアル雇用を使うというのは分かるんですけど、このトライアル雇用から先の一般雇用にどのように結びつけるかということがちょっとよく分からないんですが、その辺の御説明をいただけますか。

後藤特別支援教育課長 ワークセンター等に雇用した後は、就労をサポートするワークマネージャーを置きまして、その方々の適性であるとか、希望であるとかを踏まえて、ハローワークであるとか、障がい者就業・生活支援センターと連携を取って、一般企業への就労につながるようにしていきたいと考えております。

河野委員 このトライアル雇用期間というのは、教育庁の障がい者雇用にカウントされるということはないですか。

法華津教育人事課長 教育委員会の障がい者雇用率には算入はされます。

河野委員 されるんですか。

法華津教育人事課長 はい。

河野委員 されるんですね。

守永委員長 河野委員よろしいですか。

河野委員 はい、いいです。

守永委員長 あとほかにございますか。措置状況以外でお尋ねしたい方いらっしゃいますか、教育委員会絡み関係、雇用関係、よろしいですか。

平岩委員 措置状況についてではないですけども、今、ここで何かができるわけではないと思うんですけども、例えば、DV被害を受けた方とか、刑務所から出所された方たちの中に療育手帳が必要な方というのがどうしても出てくるんですね。その人たちが療育手帳を持っていないときに、療育手帳を取るための作業というのがどうしても必要になってきて、もちろん、検査もして、ドクターの診断もあるんですけども、どうしても過去に障がいがあったんだ、支援学級に通っていたんだという証明が必要になるんだそうです。

そのときに過去のことを振り返りながら、その人がどこの地域で生活していたかということで、それぞれの地域の教育委員会に連絡をして、その人に関するコメントが言える先生を探してもらえますかみたいな連絡をするんですけども、それが各教育委員会によって対応がばらばらで、とても丁寧に対応してくれるところと、もうけんもほろろに断るところもあるんだそうです。学籍簿は6年間保存しなきゃいけないんですけども、どうしても過去のことにかかればって、療育手帳を取らないと、これからの生活に支障が出るということで努力をしているんですけど、教育委員会が大きな壁になっているところがあります。私もそのことを詳しく知らなかったんですけども、最近そういったことをお聞きしましたので、これは県教育委

員会がどうこうすることではないんですけども、市の教育委員会もそういうところを協力的にやってくださるとありがたいなと思いましたので、意見として言わせていただきます。

もし何かコメントがあればいただきたいです。

守永委員長 コメントできますでしょうか。

平岩委員 じゃ、要望としてお伝えします。

守永委員長 ちょっと状況を把握した上でということで、一応要望としてお伝えしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

土居委員 私も以前から言っているんですけども、普通学校での教育の現場に、障がいのある方をお招きして、しっかりと障がいについて学ぶ機会を設けるべきだと思っているんです。

今現在、個人に障がいがあるのではなく、俗に言う医学モデルではなくて、社会モデルになっています。今までのイメージとはかなり違うので、教育が多分必要だと思うんです。ですので、しっかりと教えてあげていただきたいなと思っています。

また、そうすることで、現場の先生方も実際、今回の障がい者雇用の問題では、障がいがあるんですけども、隠しているという方々もたくさんいらっしゃいました。

障がいとはそういうものではないんだということをしかりと教えることで、学ぶこともできるんだと思うんです。

去年、誰もが安心して暮らせる大分県をつくる会の方を参考人として呼びましたけれども、その方が「条例制定によって、今まで人前で自分が障がいがあるということを言えなかった人が声を出せるようになる、そういう勇気をもらえる、そんな条例になってほしい」という願いをおっしゃっていました。

ぜひ学校教育の現場で障がいというものをしっかりと学ぶ機会を設けていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

守永委員長 一応要望ということでよろしく願いいたします。

あとはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 では、執行部が入れ替わりますの

で、委員の皆さまはしばらくお待ちください。

〔総務部、農林水産部、土木建築部退室、企画振興部、国民文化祭・全国障害者芸術祭局入室〕

守永委員長 では引き続き調査を行います。

本日は平成30年第4回定例会で、本委員会が提言しました三つの付託事件について、執行部に措置状況の説明を求めます。

では、Ⅰ日常生活における合理的配慮のあり方について及びⅢ障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについて順次説明を求めます。

なお、質疑は執行部の説明の後、一括して行いたいと思います。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

長谷尾福祉保健部長 どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆さま方には日頃から私ども福祉保健部に対しまして御指導、御鞭撻賜っております。この場をお借りして御礼申し上げます。

御提言をいただきましたⅠ日常生活における合理的配慮のあり方について及びⅢ障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動に参加できる環境づくりについて、福祉保健部を主に関係部局の担当課が来ておりますので、順次御説明をさせていただきますと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

工藤障害者社会参加推進室長 それでは、さきほどの提言に対する措置状況、1ページをお開きください。

提言Ⅰの1に対する措置状況でございます。

まず、相談体制の強化につきましては、県の障がい者差別解消・権利擁護推進センターの相談員を新年度から増員いたしまして、障がい特性でありますとか、福祉サービスに精通した経験者を配置するほか、各相談員には専門研修の受講等により、相談スキルの向上を図っております。

また、県の障がい者社会参加推進室長、現在、私のポストでございますが、この室長をセンターの参与として組織的に位置付けいたしまして、

相談内容を一つ一つ県とセンターで随時共有するとともに、困難事案につきましては、県が主体的に関係機関との調整を図ることで早期の対応に努めてまいります。

次に、地域での相談体制の整備や条例制定への支援についてです。

関係団体で構成しております障がい者差別解消支援地域協議会等におきまして、相談事案への対応状況を、市町村や障がい者団体に対し適宜情報提供するとともに、条例未制定の市町村、現在、県と同様の条例を既に制定しておりますのは、別府、杵築、日出の3市に加えまして、この4月の施行に向けて準備中の日田市がございました。この4市町を除く残りの条例未制定のところが14市町村ございますので、これら条例未制定の市町村に対しましては、先行自治体の取組状況でありますとか、県条例の制定過程等の情報提供を行い、早期の取組を働きかけてまいります。

次に、2ページを御覧ください。

提言Ⅰの2に対する措置状況のうち、まず、福祉保健部関係です。

主に聴覚障害者を対象としまして、コミュニケーション支援の充実につきましては、現在、タブレット端末の据置方式で提供しております遠隔手話通訳サービスを場所や時間の制約を解消し、利便性の向上を図るために新年度から個人のスマートフォンを利用したサービス提供に切り替えることとしておりまして、今後も障がい者団体等の意見を聞きながら、利用の改善に努めてまいります。

また、障がいのある方々への情報提供の充実につきましては、バリアフリーや手話対応などの情報を掲載しております「大分バリアフリーマップ」の登録施設数の増加に努めてまいります。

岡田企画・広報課長 説明に入ります前に、まず、昨年実施しました国民文化祭、障害者芸術・文化祭におきましては、皆さま方から大変御協力いただきまして、無事終了することができました。まずはお礼を申し上げます。ありがとうございます。（「御苦労さまでし

た」と言う者あり)

それでは、説明に入らせていただきます。

昨年の大会におきまして、特に障害者芸術・文化祭おおいだ大会での具体的な合理的配慮の措置状況でございます。

ステージイベント等におきましての手話通訳者の配置、要約筆記の表示、情報保障席の設置、告知チラシへのSPコードの記載、テレビCMへの字幕挿入、文化祭ホームページ及び公式ガイドブックへのバリアフリー情報の掲示、点字プログラムの作成等々、様々な障がいの程度に応じました、対応した情報発信を実施いたしましたところでございます。

また、おもてなし関係につきましては、旅館・ホテル、タクシー会社、ボランティアなどに対し、文化祭の概要と、あわせて合理的配慮の趣旨や障がいのある方への援助方法等を記載しました「おおいだ大茶会おもてなしガイドブック」というものを作成し、配布をしたところでございます。

また、車椅子の取扱いや視覚障がい者の誘導方法などを研修する場も設けて、それぞれの対応する方に実施をしたところでございます。

山本観光・地域局長 3ページをお願いいたします。

3交通施策上の合理的配慮のあり方と関係機関の協力体制のあり方についてでございます。

障がいのある人と交通事業者との相互理解の促進、また、公共交通機関での障がいのある人の状況も考慮した諸般の環境整備という2点について御提言を頂戴しております。

右の措置状況でございますが、交通事業者は、障がいのある方を含む利用者との意見交換会等を開催しまして、意見や要望を伺う機会を設けるといった取組を行っております。

例えば、JR九州では、障がい者団体と共に定期的に駅の設備を現地で確認をし、意見交換を行う場を設けておりますほか、スマート・サポート・ステーションの導入にあたりましては、住民説明会を開催しております。

また、県タクシー協会では、障がい者関係団体を含みます利用者からの意見や要望を受ける

ための懇談会というものを開催しております。

重要なことは、公共交通の維持・確保ということでございまして、各交通事業者も経営努力を続けていますけれども、利用者の増加を図るためにも利用者の声を捉えるということは重要でございますので、各交通事業者に対しまして、このような取組の定着や拡大を働きかけてまいります。

また、各交通事業者では、運賃の割引、一定基準以上の駅におけるバリアフリー設備の整備、ノンステップバス車両等の導入など、障がいのある方が公共交通を利用しやすい環境の構築に努力しているところでございます。

県としましても、利用環境がさらに改善するように働きかけを行うとともに、補助制度等を活用しまして支援を行ってまいります。

工藤障害者社会参加推進室長 それでは、4ページ、5ページ、さきほど終わりましたので、その次の6ページを御覧ください。

Ⅲ芸術・文化、スポーツの分野でございます。

まず、提言Ⅲの1に対する措置状況でございます。

昨年開催されました全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承、発展させ、創造、創作の機会の創出でありますとか、発表の場や鑑賞機会の拡大などを図る障がい者芸術文化の振興拠点づくりを検討いたします。

あわせて、展示会や演劇などの公演活動を支援する仕組みづくりや、ホームページ、SNS等により関係状況の発信強化にも努めてまいります。

続いて7ページにお進みください。

提言Ⅲの2に対する措置状況のうち、福祉保健部関係についてでございます。

地域で障がい者スポーツを楽しめる環境整備としまして、人材面では、障がい者スポーツ指導者協議会と連携いたしまして、特別支援学校の教員の先生方や、総合型地域スポーツクラブの地域の指導者の方々などを対象としまして、障がい者スポーツの指導者養成の研修受講者の拡大に取り組めます。

また、用具などの物でありますとか、スポー

ツを楽しむ場所の整備につきましては、県障がい者体育協会と連携いたしまして、県内各地域の体育館、あるいは特別支援学校の体育施設等を地域の拠点として、競技に必要な用具などを整備いたしまして、障がいのある方が年齢を問わず気軽にスポーツに親しめる環境整備に努めてまいります。

後藤特別支援教育課長 それでは、教育庁部分について御説明をいたします。

福祉保健部や体育施設を管理する市町村と連携をして、障がい者スポーツに関するニーズの把握に努めますとともに、施設のバリアフリー化や必要とする用具の整備を市町村に働きかけてまいります。

また、特別支援学校の体育施設等の活用や各種の競技協会等に保有する用具の貸与等を働きかけていくことで、身近な地域で障がいのある方が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を後押ししてまいります。

2019年5月に開館する県立武道スポーツセンターでは、県民誰もが気軽に利用できるという基本理念のもと、障がいのある方の個人利用は無料、団体利用は半額としております。

また、競技用具等の整備にあたっては、障がい者団体等からの意見を踏まえて、ボッチャや車いすバスケット等の競技用具をそろえ、障がいのある方でも気軽にスポーツを楽しめる環境整備を図っています。

今後も、指定管理者と連携しながら、障がい者スポーツの普及に努めてまいります。

守永委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方はおられますか。

河野委員 すみません、6ページの創造の機会、創出発表の場や鑑賞機会の拡大などを図る拠点づくりとさきほど回答があったんですけども、これは検討するというので、いつぐらいまでに検討を終える見込みがあるのかというのはわかりますでしょうか。

工藤障害者社会推進室長 現在、もう既に関係部署、いろいろ文化祭のときに御苦労いただいた団体、かなりございますので、そういったと

ころと今、何ができるかということで随時協議、打合せを進めております。

それと、大事なものは、県下全市町村で文化祭に取り組んでいただいたんですが、今後、その灯を消さないように、同じような取組が長く続くよう、市町村との担当窓口との調整を図っているという状況が現状でございます、なるべく早期に形になるものをお示しできればと思っております。なるべく早期というところで。

河野委員 今の御答弁で市町村の中にもそういった動きを波及させていきたいというお話があったわけですが、これは県一本の拠点ということではなくて、できれば地域ごと、市町村ごとに拠点があるのが一番いいわけですが、少なくとも地域、いわゆるブロック単位ぐらいを想定したような話合いを今進めていらっしゃるという理解でよろしいんですか。

工藤障害者社会推進室長 行く行くはそういう形で地域にたくさんあるということが理想形でございますが、何せ県内一円の振興を図る拠点そのものが本県の場合まだありません。全国的にもまだそれほどないんですが、何とかそういう場所をまず拠点にいたしまして、なるべくアウトリーチするなり、地域で活動する拠点を造る方法があれば、ちゃんとしていきたいと思っております。

守永委員長 よろしいですか。

河野委員 はい。

守永委員長 ほかに御質問がありましたら。

堤委員 3ページのJRとかの関係で、これは提言の中で実現可能な対策を見いだすためにもいろいろ環境整備に取り組む必要があるよという方向が出ていますね。

この措置状況を見ると、結局、障がい者団体とは意見交換を行う場を設けているし、SSSについては住民説明会を開催していると。単純にそれだけの記述になっているんですよ。つまり、昨日か一昨日、鶴崎駅のバリアフリーが終わったので、SSSの導入を検討するというような報道があったよね。全くその障がい者団体の方々の意見がそういう形で反映されていないじゃないですか。そこら辺は県としてどうい

う指導をJRにしていけるのか。

山本観光・地域局長 JRの取組、一面では事業を維持するための経営努力という面もごさいます。そういった経営努力も続けていただきながら、とにかく公共交通の足を確保するんだということ、それが大前提であります。

ただ、一方で、その経営努力の結果が利用者にとって、不便を生じる、利用困難な状況が発生させる、そういうことであってはならないわけでごさいます。スマート・サポート・ステーションを実施する段階でも、障がい者の方に実際に駅に行っていたら、どういうところがまだ対策が十分でないのか、これでは使いづらいた御指摘——例えば、点字ブロックが十分でないとか、階段が滑りやすいとか、そういった御指摘をいただき、JRも、御指摘いただいた点について、具体の改善を行っております。

私どもとしまして、JRにはそういった措置を講ずる場合には、直接意見を聞いていただいて、具体的な問題があれば指摘をいただいて、それについては真摯に改善の対応をするといった取組をお願いしているところでごさいます。

今後とも、そうした障がい者の方との密接な意見の交換、それに基づく対応の実施ということは、JRに対してしっかりと申し上げてまいりたいと思っております。

堤委員 結局、障がい者の方々、また団体の方々は無人数はやめてほしいという声が多いわね。施設を見学して、チケット買う位置が高すぎるとか低いとかいう改善を望んでいるわけじゃなかった。つまり、人の配置が一番の安全対策になるんだというのが基本的な考え方でしょ。だから、そこら辺については、全くこれには反映されていないし、つまり、ハード面の部分だけで改善をしていこうかなという思いが見え隠れするんだけど、そこら辺は県としてどう考えているんですか。

山本観光・地域局長 人を実際に配置して対応いただくということが、よりベターな方向であろうと思っております。ただ、現実問題、片方で経営という問題もあって、私どもとしては、JRに

精一杯利用者の声に応える対応をお願いしつつも、やはりしっかりとした経営の上で、安定した事業経営、路線の維持というものをお願いをしなければならないというところでごさいます。

ですから、その経営努力ということと、利用者の利便性、安全性の確保というところのぎりぎりの接点を見いだしていただきながら、少なくとも危険な状態が発生することのないように、そこはしっかりとお願いをしながら対応していきたいということでごさいます。無人にするということでも、しっかりと遠隔での監視、そして、フォローを要する方がいらっしゃったときに、すぐ駆けつけて対応いただくためのバックアップ体制、そういったことをしっかりと担保いただきながら、JRの取組も進めていただくことはしっかりとお願いをしていきたいと思っておりますし、くれぐれも危険な状態が発生することのないようにということは、JRにもお願いをしてまいりたいと思っております。

堤委員 これも要望やけどね、経営努力という意味はわかるの。ただ、JR九州は莫大な黒字を出している企業、株式配当も上げているわけなので、そういう状況の中で経営努力と言っちゃうと、また赤字のように聞こえるんだけど、実際には赤字じゃないわけ。大きな黒字なわけ。だから、そういう点を無人化じゃなくて、人の方に配置をしてほしいというような、ぜひそういう要望は県としてもこれからも続けてほしいし、大分県のセンターには人が2人ぐらいしかいない。どうしてそれが全部見切れますか、カメラでね。それとか、人がすぐ駆けつける体制は不可能。巡回するだけだから、1人はね。そんなことはできない。そういう実態も県として多分つかんでいるんだろうけれども、なぜそういうことを真っ正面から言わないのかなと、非常に心配なんだよね。だから、ぜひそういう点を確認しながら、障がい者の方々の意見に寄り添った取組をしてほしい、JRには強く言ってほしいと思っております。

これは要望しておきますね、よろしくお願いいたします。

守永委員長 今のは要望として。

平岩委員 堤委員の意見に本当にうなずきながら聞いていたんですけども、実は去年、障がいのある人もない人も、それぞれの駅から列車に乗って、大分駅に集合して、そして会議を持ったというときに同席させていただいたんですね。そのときにとっても印象に残った点は、SSSのボタンの位置がとても高く、車椅子からだど届かないということと言われた方とか、介助者が必要な人が次の日に乗るから介助者をお願いしますというときに、脳性マヒの人は緊張すればするほど、お話がしにくいんですね。だけど電話でと、ファクスかメールはオーケーになっているということなんだけど、もうちょっと自分たちが利用しやすいような方法を探してほしいというのを言われたときに、本当に切実な思いだなと。

もう駅自体が障がいがある人が行くようなつくりにはなっていないかったんだということを私はあのときにつくづく思い知らされましたので、ぜひその点も含めて、要望したいと思います。よろしくをお願いします。

山本観光・地域局長 そういった実際利用される方のお声というのは、私どもも伺っております。そういった御意見を頂戴する都度、JRにこういう声があると、一歩ずつでも、少しでもいただいた声を取組に反映させてほしいというお願いをさせていただいております。

今後ともそういった要望をしっかりと利用される方の声をつかまえながら、JRに届けていきたいと思っております。

守永委員長 JR関係はほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 JR関係については、障がいのある方々が利用する際に、こういうことがあった、こういうことをしてほしいという様々な要望なり、意見とか、そういったものがその都度寄せられると思いますので、それに対してきちんと対応していただくように配慮をお願いしたいと思います。

原田委員 まずもって、全国障害者芸術・文化祭、大変お疲れさまでした。とてもよかったな

と私自身思っています。

とりわけ、障がい者アートのOPAMの作品展、また、いろいろなどころである作品展、本当にすごいなと思いました。

昨年度、福祉保健生活環境委員会では、京都のたんぼぼの家アートセンターHANAとか、東京コロニーアートビリティで、いわゆる障がい者アートを販売して、その売上の中から作った方々に還元するというか、また経済的自立を促すというのが一つあるようでしたけれども、そういった仕組みができていました。

今、大分の障がい者アートの方々を見ると、マークさんの置物とか、時々売っているところを見ますよね。ああいったふうに、いわゆる販売という仕組みをつくと、それがまた還元されていくかなと思ったんですね。

そういったことが県下の中でまだまだ十分じゃないと思いますし、行政的にそういうのをバックアップしてあげるといいのではないかなと思ったんですが、それについて何か御存じのことがあればお願いいたします。

工藤障害者社会参加推進室長 非常に魅力的な作品を創出されているアーティストの方、障がい者の方、非常に多いということが今回改めて感じられたかなと思います。

今、竹の取組をおっしゃっていただきましたが、そういう形で、自分の活動の中で収益を生み出されている著名な方が一部いらっしゃいますけれども、裾野を今から広げていけないといけませんので、さきほど申し上げました振興拠点の中で情報発信など、一人ではなかなかできないことを支援するというような業務も請け負いたいと思っております。

ちなみに、昨年度から本県では障がい者アートの方の作品を工事看板に載せようということで、建設業協会と一緒にやっていただいている取組がかなり件数も増えてまいりまして、あれは最終的にはその収益をアーティストの作家の方に還元し、活動の一部に上げていただくという、全国で初めての取組が、何とか軌道に乗りつつありますので、そういったものの第2、第3弾をつくっていきいたいと思っております。

原田委員 人気のある方になると、やっぱり権利の問題が出てくると思うんですね。その工夫を含めて、仕組みをぜひつくってあげていただきたいなと思います。

土居委員 合理的配慮のあり方についてです。

合理的配慮、合理的配慮と、どんどん行政から言われると、それが負担に感じる方もいるのではないかなと、配慮する側ですね。ですから、合理的配慮という言葉の出発点というか、何かというと、障がいの社会モデルですよね。社会モデルということをまずさきに理解していただいて、社会にある障害を取り除いていこうよという具合に見て進めるべきだと思うんです。

ですので、さきほど学校教育の現場で、それを取り除くように教育してくださいというお願いもしたんですけれども、やはり、もっと細かに入って行って、県民の皆さんに、啓発、周知していく上では、やはり市町村が条例を作るというのは、とっても大事だと思うんです。今三つの自治体ですよね。ですので、どんどん広めていっていただいて、それぞれの市町村で社会モデルという概念をしっかりと理解した上で、合理的配慮ができる社会を築いていてもらいたいなと思ってますので、どんどんサポートをお願いしたいと思うんですが、これからその見通しというのはどんな具合でしょうか。

工藤障害者社会参加推進室長 さきほど4月の条例施行に向けて準備中の日田市を入れまして、今四つほどになるうかとしておりますけれども、まだ具体的に申し上げられないですけれども、いくつか今もう前向きに考えていただいている市町村がありますので、それを引き続き県が支援して、ノウハウ等を支援してまいりたいなと思っております。

そういった中で、地域の県民や企業さんの中に、障がい者に対するいわゆる合理的配慮というのが、余り過度な負担がなくできることというのがまだまだたくさんあるんだというようなことが浸透していく必要があるかなと思っております。

県としては、条例制定の市町村の動きを後押ししつつも、各地域に県の事業として出向いて

いく出前の講座を一昨年からやっておりますけれども、今、非常にオーダーが多くて、企業の研修に来てくれとか、地域の集まりにちょっと話に来いとか非常に多くなっております。非常に我々も手応えを感じているし、忙しくなるんですけれども、しっかり受け止めて、できる限り行って、各地域の啓発のお手伝いを県が当面していきたいなと思っております。

土居委員 よろしく願います。

守永委員長 ほかがございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

守永委員長 ほかに質疑がないようですので、これで終わります。

執行部の皆さんお疲れさまでした。

〔執行部退室〕

守永委員長 皆さま、それでは本委員会については本日で最後となりますので、私より一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例は、障がいのある当事者や家族、支援者の条例制定を求める声を県議会で受け止め、そして条例化させたものであります。

この条例には、障がいのある子どもたちの行く末が不安でたまらないという家族の声や、障がいがあるがゆえに日常生活が送れない、そういった当事者たちに合理的配慮を提供することで、自分らしい生き方をできるような社会づくりをみんなで目指すということを目的にしています。自分らしく生きることができる、その目的を果たすためには、より多くの県民の皆さんの理解も必要だろうと思っております。

そういった中で、この2年までたっていませんけれども、1年数か月、皆さま方に様々な議論に真摯に取り組んでいただき、執行部の皆さんにも課題提供ができたのじゃないかと思っています。

大変不慣れな委員長で、いろいろと御迷惑もおかけしましたけれども、この間、議論に真摯に参加していただいたことに心からお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

(「ありがとうございました」と言う者あり)

(拍手)

それでは、これで終わります。お疲れさまでした。